

令和 8 年 第 2 回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 8 4 号

令和 8 年第 2 回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 8 年 5 月 2 0 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和 8 年 6 月 1 日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和 8 年第 2 回まんのう町議会定例会会議録（第 2 号）

令和 8 年 6 月 2 日（火曜日）午前 9 時 3 0 分 開会

出席議員 1 4 名

1 番	新 開 洸太朗	2 番	森 敬
3 番	橋 田 明 夫	4 番	真 鍋 泰二郎
5 番	石 崎 保 彦	6 番	鈴 木 崇 容
7 番	常 包 恵	8 番	京 兼 愛 子
9 番	川 西 米希子	1 0 番	合 田 正 夫
1 1 番	三 好 郁 雄	1 2 番	白 川 正 樹
1 3 番	松 下 一 美	1 4 番	大 西 樹

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

5 番	石 崎 保 彦	6 番	鈴 木 崇 容
-----	---------	-----	---------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	平 田 友 彦	事務局課長補佐	横 関 智 之
--------	---------	---------	---------

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	栗 田 隆 義	副 町 長	長 森 正 志
教 育 長	井 上 勝 之	総 務 課 長	朝 倉 智 基
企画政策課長	鈴 木 正 俊	地域振興課長	河 野 正 法

税 務 課 長	黒 木 正 人	住 民 生 活 課 長	松 本 学
福 祉 保 険 課 長	山 本 貴 文	健 康 増 進 課 長	溝 淵 浩 一
農 林 課 長	藤 原 道 広	建 設 土 地 改 良 課 長	川 原 涼 二
地 籍 調 査 課 長	平 田 浩 二	会 計 管 理 者	森 薫
琴 南 支 所 長	黒 川 哲 也	仲 南 支 所 長	丸 山 晃 弘
学 校 教 育 課 長	橋 田 勇 人	生 涯 学 習 課 長	末 久 誠

○大西樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番、石崎議員、6番、鈴木議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○大西樹議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許可します。

6番、鈴木議員、1番目の質問を許可いたします。

○鈴木崇容議員 皆さん、おはようございます。並びに告知放送をお聞きの住民の皆様、また、議会傍聴にお越しの皆様、おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を進めたいと思います。

先般、4月にまんのう町長選挙並びにまんのう町議会議員選挙が執り行われました。今回から議員議席が14議席となり、新たに選ばれた14名の議員がこの議場に集い、それぞれの責任を胸に、まんのう町の未来に向けた歩みを始めております。

また、新人議員3名を迎えたことで、まんのう町議会にも新たな風が吹き込まれました。この14名が力を合わせて、町民の皆様の信頼に応えるべく、公正で開かれた議会運営に努めていかなければならないと改めて身の引き締まる思いであります。

一方、町長におかれましては、無投票にて6期目の御当選を果たされ、栗田町政6期目の新たなスタートを切られました。その決意として、まんのう広報では愛するふるさとの未来を守り、さらに輝かせていくことが私の生涯をかけた使命であると力強いお言葉を拝読し、深く心を動かされました。

町長、私たち議員にとりましても、まんのう町は生まれ育ったかけがえのない大切なふ

るさとしてあります。だからこそ、本日、御提案をさせていただく一般質問はまんのう町の未来を見据え、よりよいまちづくりへの思いを込めた内容でございます。ぜひ町長の率直なお考えと、所管課の課長をはじめ、想像を超える目の覚める御答弁を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、質問に入りたいと思います。

今回の質問は大きく2問行います。

まず最初に、特定地域づくり事業協同組合制度の進捗状況はについてお聞きしたいと思います。

皆様、タブレットのほうに参考資料、ガイドラインを掲載させております。一般質問のところで鈴木崇容のところを見ていただきたいと思います。傍聴席の方には紙ベースでお配りしておりますので、お目通しをお願いいたします。

総務省の推進する特定地域づくり事業協同組合とは、人口減少が著しい地域において、地域経済の活性化と雇用創出を目的に複数の事業者が協同で設立する事業協同組合のことです。簡単に言えば、2020年に総務省で創設された人口急減地域の事業者を助ける制度です。人口急減地域の事業者は年間を通して正規職員を確保するのが難しく、とはいえ、繁忙期には人手不足で困る。そんなときに組合は組合員である事業者からの依頼に基づき職員を派遣し、季節ごとに異なる仕事に従事させることで、年間を通して安定的な雇用を創出することを目的とし、人材を育成し、助けることが、この事業協同組合制度なのです。

特定地域づくり事業協同組合は行政主導型の限界を補完し、住民主体の持続可能な解決策として大きな可能性を持っています。ですから、町が実質的な地方負担を少し出していただくところからがスタートであります。言わば成長分野への投資と考えてください。

前回、私は令和7年12月定例議会の一般質問におきまして、本町の農業、飲食業、建設・土木業、食品加工業などの担い手不足と、空き家増加への対策として特定地域づくり事業協同組合制度の活用について質問をいたしました。あれから既に相当の時間が経過しております。その後の検討状況、進捗状況、また、本町としての方針について、改めて、以下、伺いいたします。

前回質問いたしました質問の検討と進捗状況について、本町としての制度活用の検討状況をお尋ねしたところでございますが、その後の執行部において、どの課が所管となり、どのような体制で検討が進められてきたのか、また、県や町内事業者との協議、意見交換会は何回、どのような形で実施されたのか、具体的な進捗を時系列にてお示しください。

○大西樹議長 栗田町長。

○栗田町長 鈴木崇容議員の、特定地域づくり事業協同組合制度の進捗状況は、前回、本町としての制度活用の検討状況をお尋ねしました。その後、執行部においてどの課が所管となり、どのような体制で検討が進められてきたのか。また、県や町内事業者との協議、意見交換会は何回、どのような形で実施されたのか、具体的な進捗を時系列にてお示しくださいとの御質問にお答えいたします。

まず、どの課が所管になるかにつきましては、前回も答弁いたしましたように、相談窓口は地域振興課となりますが、事業実施の内容によっては、担当課との連携も必要となるというふうに考えております。

また、県や前回御指摘いただいた香川県中央企業団体連合会との協議や意見交換についてですが、どのような事業者がどのような規模で事業を行うことを考えているかの部分の事前打合せが行えていない状況でございますので、まずは担当課に御相談いただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 鈴木議員。

○鈴木崇容議員 分かりました。少し納得がいきません。結局は半年間、何もできていない、お互いにほったらかしだったという状況であります。執行部、役所側は事業者が来ないから進められない。こちら側としては、役所の連絡待ちだったと。卵が先か鶏が先かというような問題になったと思います。

しかし、私は昨年12月議会でこの質問をして、最後に実現に向けた行動計画を策定する考えと取組について町はどのような効果を目指と想定しているのか非常に気になると、そう言いました。せめて一言ぐらいこの半年間の間に声がけをいただいてもよかったのではないのかなと思いますが、もう一度、お聞きします。

○大西樹議長 地域振興課長。

○河野地域振興課長 鈴木議員さんの御質問にお答えします。

昨年12月議会のときにこの特定地域づくり事業の関係の御質問をいただきました。その際の御質問の中の答弁で、再三、お話をさせていただきましたのは、まず本町としましてどういう事業者が、今、この考えをお持ちなのかという部分をお聞きしなければ、前へ向いて進めないということは御説明させていただいたと思います。まず第一にどういう事業者がどういう規模でどのような事業を展開していこうとかいう部分を町のほうに御相談に来ていただいて、その後、事業のほうの承認をする香川県、それと、その際に鈴木議員のほうから御指導がありました中央会のほう、そちらのほうとも協議を進めていけたらと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 鈴木議員。

○鈴木崇容議員 分かりました。認識の違いだったのかなと、こちらとしても捉えておきますが、言った、言わないや、聞いた、聞かない、聞き間違いといった人が原因で起こるヒューマンエラーだと思っておきます。私も今後気をつけておきます。まずはお互い認識の違いとは言えず、言い訳よりやはり責任を持ってやることが大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に進みます。

国、他の自治体の動きと本町に置かれた状況について、どのようにお考えかをお聞かせいただきたいと思います。

この本制度は令和2年の施行以来、全国で認定が広がり、令和7年には法改正、令和7

年度法律第15号、法改正も行われ、国の支援は一層強化されております。令和8年2月には農林水産省から農山漁村現場での活用推進資料が示されたところであります。香川県内、四国管内でも検討、設立の動きが進んでおります。

一方、本町の人口は現在1万6,700人であり、今から約40年ほど前の1985年ほどには人口は2万3,076人でありました。今後、2060年には人口が約7,000人になると言われております。実に70%の人口減少という極めて厳しい推計が国立社会保障・人口問題研究所により示されております。

本町の基幹産業である農業従事者の高齢化が進行し、担い手は減り、耕作放棄地の増加はますます広がり、地域の様々な事業者が後継者を得られぬまま弱体化し、一者また一者と明かりを消していくと思われまふ。このようにならないためにも、各事業者と担当課の協議を早急な取組をお考えいただけるのか、重ねてお聞きいたします。

○大西樹議長 栗田町長。

○栗田町長 鈴木議員さんの、国・他自治体の動きと本町の置かれた状況についてどのようにお考えかお聞かせくださいとの御質問にお答えいたします。

特定地域づくり事業協同組合制度は人口減少が進む地域において地域の事業者が共同で組合を設立し、組合が職員を雇用した上で、農業、観光、商工業、福祉、林業、地域イベントなど、複数の事業者へ職員を派遣することにより、地域の人手不足の解消と安定した雇用の確保を図る制度であると認識しております。

国におきましても、人口減少地域における担い手不足や季節ごとの仕事量の偏りに対応する仕組みとしてこの制度の活用を推進しており、全国の自治体においても、農繁期の農業支援、観光シーズンの宿泊・観光業支援、冬季の除雪、地域交通、福祉、地域行事の運営支援など、地域の実情に応じた活用が進められているところであります。

本町におきましても、農業をはじめ、商工業、観光、地域活動の分野において、担い手不足や後継者不足は重要な課題であります。特に農繁期などの一定の時期に人手が集中して必要となる分野や、地域行事、観光イベント、施設管理、地域産業の現場などにおいて、安定的に人材を確保する仕組みは今後ますます重要になるものと考えております。

その意味で特定地域づくり事業協同組合は本町における人材確保策、移住・定住施策、関係人口の創出、地域産業の維持を一体的に進める上で有効な選択肢の一つになり得るものと考えております。

一方で、この制度は町が単独で設立するものではなく、地域の事業者が主体となって組合を設立し、継続的に運営していく仕組みであります。そのため、設立に当たりましては、単に制度を導入するということではなく、実際に派遣を受け入れる事業者がどれだけ存在するのか、年間を通じて職員の仕事を確保できるのか、組合の収支が成り立つのか、労務管理や事務局体制をどう整えるのかといった点を十分に検討する必要があります。

特定地域づくり事業協同組合は制度としては大変有効な可能性を持つ一方で、地域事業者の主体的な参画と継続的な仕事の確保が不可欠であります。

したがいまして、本町におきましては、制度ありきではなく、地域の実情とニーズを十分に踏まえた上で、人手不足対策、移住・定住促進、関係人口の活用、地域産業の維持発展に資する仕組みとなるかどうか、慎重に検討を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 6番、鈴木議員。

○鈴木崇容議員 分かりました。御答弁の中にもありましたが、実際に派遣を受け入れる事業者がどれだけ存在するのか、また、年間を通じて職員の仕事を確保できるのか、そして、組合の収支が成り立つのか、労務管理や事務局体制をどう整えるのか、こういったことがありました。やはり私もそうだと思います。とても大事なことは、年間を通して職員の仕事をどう確保できるのか、やはり仕事がなければ成り立っていかないと思います。

国の制度は市町村が腰を上げなければ何も動きません。市町村の補助に対し、国が2分の1を負担する仕組み、これは本町のような小規模自治体にとってこそ最大限活用すべきものだとは私は考えます。町長のこの御認識はいかがでしょうか、御教授ください。

○大西樹議長 栗田町長。

○栗田町長 鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

鈴木議員さんお話がありましたように、この制度は非常に有効な制度だというふうに思っておりますし、町が中心になってやっていかなければならないのかなとは思いますが、まずはこれをやってみようという事業者さんが現れてくるのが一番だと思います。そういったやる気のある事業者さんが出ていただければ、当然、町としてもお話をさせていただいて、十分協議し、支援していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 鈴木議員。

○鈴木崇容議員 分かりました。これからの事業者と担当課の協議後ということが非常に分かりましたので、その協議後は早急な取組をお願いしたいと申します。

次に、具体的な目標設定と行動計画についてお聞かせください。

例えば令和8年度中に、1、執行部検討チームの設置、2つ目、町内事業者への説明会の開催、3つ、県・中小企業団体中央会への正式相談、4つ目が設立準備会の立ち上げなど、このような4段階についての具体的なスケジュール、これは私が仮につくったものですが、こういったものを、相談がないのは分かるんですけども、お示しいただきたいと思っています。

○大西樹議長 栗田町長。

○栗田町長 鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

具体的な目標設定と行動計画についてお聞かせください。例えば、令和8年中に執行部検討チームの設置、②町内事業者への説明会の開催、③県・中小企業団体中央会への正式相談、④設立準備会の立ち上げなど、このような4段階について、具体的なスケジュールをお示しくださいとの御質問にお答えいたします。

まず、①番の検討チームの設置ですが、相談窓口を地域振興課としておりますが、先ほ

ども説明いたしましたように、どのような事業を展開されるのかにより、事業内容を統括する関係課との連携も必要となると考えております。

②番、町内事業者への説明会の開催ですが、本事業は地域の事業者が主体となるもので、現在は説明会の開催は検討いたしておりません。

③番の県・中小企業団体中央会への正式相談についてですが、町に対して協同組合設立の御相談があれば、関係者を含め関係機関と打合せを必要に応じて行っていきたいと考えております。

④番の設立準備会の立ち上げなどについては、先ほどの①番から③番の進捗状況に応じて検討していきたいと考えております。

まずは制度の利用を検討されている事業者様より御相談いただけたらと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 6番、鈴木議員。

○鈴木崇容議員 よく分かりました。協議をした後ということは非常に分かりました。

それと、全体的な御答弁をお聞きして、非協力ではないということが分かり、安心いたしました。今後は町内事業者が早急に来庁されると思いますので、組合設立に向け、よろしくお願いいたします。

大事なことは、少しずつでも前へ前へと進んでいかなければならないと思っております。止まっていたら、まんのう町の町内の景色は変わりません。また、大きな先頭を走っている大きな業者だけを見るのではなく、小さな力で毎日頑張っている小規模な事業者に目を向けていただきたいと思います。

国の支援もいつまで続くか誰にも分かりません。仮に協議後、本制度にもし取り組まないとされるのであれば、本町、まんのう町は、今後、担い手不足、人口減少にいかなる代替策をもって挑むのか、町民、住民が納得できる具体策をそのときには必ずお示してください。

今を守れない行政に未来などはありません。地域の未来は待っていても誰も運んではくれません。本町が四国の、いや、全国の先進事例となるべく、よろしくお願いいたします。

これで1問目の質問を終わります。

○大西樹議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

○鈴木崇容議員 2問目の質問は、ふるさと住民登録制度の活用と本町の考えはについてお聞きいたします。こちらタブレットのほうに参考資料、ガイドラインを掲載しております。そちらのほうを見ていただきたいと思います。また、用語概要のプリントを1枚お配りしておりますので、そちらのほうもお目通しをお願いいたします。

まず、令和8年度創設のふるさと住民登録制度を本町は御存じでしょうか。これは各自治体にはガイドライン、要綱などが国のほうが送られていると思います。重ねてお聞きいたします。

○大西樹議長 栗田町長。

○栗田町長 鈴木議員さんの2番目の質問、ふるさと住民登録制度の活用と本町の考えはとの御質問にお答えいたします。

まず、ふるさと住民登録制度とは、国が「地方創生2.0」の実現に向けた取組として、関係人口に着目し、住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録できる制度として、現在、国が創設を目指しています。

関係人口の地域との関わり方には、消費活動等による地域経済への貢献やボランティアや仕事を通じた地域の担い手としての貢献など、それぞれのスタイルに応じた形があります。

国はできるだけ多くの方々に地域を応援していただけるよう、誰もがアプリで簡単・簡単に登録でき、また、自治体の既存の取組を緩やかに包含できるような柔軟かつ間口の広い仕組みの構築を目指すとされております。

スケジュールといたしましては、国が全国モデル事業実施団体の動向を踏まえ、取組内容を検討し、7月上旬に中間取りまとめを予定しております。アプリの開発は10月頃に試用版を活用した実証を行い、機能改善を行いながら、令和8年度末までに正式版完成となる見込みです。

よって、本町では全国のモデル事業の効果を検証し、アプリの開発状況も見ながら、活用できるよう検討を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 6番、鈴木議員。

○鈴木崇容議員 よく分かりました。いい御答弁をいただいたように思います。まず、取組内容の検討が7月上旬に中間取りまとめ、そして、アプリ開発が10月頃に試用版を活用した実証、また、機能改善を行いながら、令和8年度末には正式版完成と明確なスケジュールまでいただき、安心いたしました。

私ももっと早くこの制度を御提案すればよかったと、知っていた分、後悔しております。それだけ、今後、この制度が必要不可欠で大事だということです。スケジュールどおりに行われますことをお願い申し上げます。

では次に、来年4月から開始されるこのふるさと住民登録制度、まんのう町がまず手を挙げてやると言わなければ、受入れ側が受け入れないので、これをどのようにお考えかをお聞きします。

○大西樹議長 栗田町長。

○栗田町長 鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

ふるさと住民登録制度は、町外にお住まいであっても、本町に愛着や関心を持ち、継続的に関わっていただける方々を「ふるさと住民」などとして登録していただき、町とのつながりを深めていく仕組みであります。

本町におきましても、人口減少や少子高齢化が進む中、地域の活力を維持していくためには、定住人口の確保に加え、町外から本町を応援し、関わっていただく関係人口の創

出・拡大が重要であると考えております。

一方で、制度を設けること自体が目的となってしまうと、登録者数の確保にとどまり、実質的な地域との関わりにはつながりにくい面もございます。重要なのは登録後に町の情報を継続的に発信し、観光、ふるさと納税、地域活動、移住相談など、具体的な関わりの機会を用意することです。

先ほども説明しましたが、アプリ等のシステム費用に関して、令和9年度までに参加する団体については一定期間負担を求めないこととなっておりますので、本町としても基本となるベーシック登録に関しては実施していきたいと考えております。

今後の活用等におきましては、他自治体の取組事例や制度運営の課題等も参考にしながら、本町の地域資源や既存施策との連携、運用体制、費用対効果を十分に検討し、まんのう町らしい関係人口創出の仕組みづくりに向けて研究してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 6番、鈴木議員。

○鈴木崇容議員 分かりました。基本となるベーシック登録でも実施していただけるのは非常にありがたいことです。

ただ、御答弁に、今後、活用において他の自治体の取組事例や制度運営の課題なども参考にするとおっしゃいましたが、ここで看過できない問題というものがあります。

そもそもこの制度ですが、総務省ではふるさと住民登録制度といいます。一方、国土交通省では二地域居住制度という言い方をします。言葉は違うけれど同じ制度であります。省庁が違うだけで全く別物のように聞こえます。

国土交通省の二地域居住の中には、二地域居住先導的プロジェクト実装事業の応募要件の中に、コンソーシアムを構成する団体のいずれかが特定居住支援法人であることと明記されております。つまり特定居住支援法人を指定していない本町、まんのう町は官民連携の交付金、この有利な国の交付金を応募する、もらえるという資格がないということです。

先ほど御答弁の中に、今後、活用において他の自治体の取組事例や制度運営の課題なども参考にするとおっしゃいましたが、ほかの自治体がこの有利な国の交付金、官民連携交付金を有効に活用していても、まんのう町は活用ができないゆえ、参考にならないわけです。

全国の自治体が次々と指定を進める中、本町だけが取り残されれば、二地域居住に関する国費を一切一円も引き込めないということです。空き家対策、関係人口、二地域居住を一本の線で結ぶ要がここにあります。この辺りをどのようにお考えなのか、改めて御教授ください。

○大西樹議長 地域振興課長。

○河野地域振興課長 鈴木議員の再質問にお答えします。

今回、二地域居住の関係については、少しちょっと答弁のほうを用意しておりませんので、申し訳ない部分がございます。

ただ、今回のふるさと住民登録制度、こちらについては、先ほども言いましたように、

関係人口を明確にしていくという観点から、本町としても取組を行いたいというふうに考えております。

現在、関係人口、関係人口と言われますが、関係人口自体、本来、どの程度の登録があるのか、関係される方がおられるのかという部分が、このシステムを共有することで、どの地域からどういう人が本町に対して興味を持っていただけるのかという部分を把握できるシステムになってくものと考えております。

このシステムを利用しながら、いろいろな観点から関係人口として興味をいただいております住民の方に対しまして、いろいろな情報を町から発信することで、本町に対していろいろな活動をしていただけるというふうになってくものと考えております。

今、モデル事業でプレミアム会員をやっておられる自治体もございますが、そちらの動向を見ながら、どういう活動がよろしいのか、今も言うふるさと住民登録制度のプレミアム制度のほうがいいのか、二地域居住という部分で本町は進めていくという考えで関係人口の把握に努めていくのか、そちらについては、今後、考えていきたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 6番、鈴木議員。

○鈴木崇容議員 分かりました。課長、明確にしていくその先に、今、私が言ったことが必ず壁にぶち当たると思います。ですから、総務省の推進するこのふるさと住民登録制度、国土交通省がする二地域居住、どちらかが要件、要望がずれていた場合、通らないときがありますので、必ず両方を見ながら進めていっていただきたいと思います。

国というのはこういったことに対して道具をそろえております。交付金まで用意してくれています。にもかかわらず、もらえる資格がないのは非常に残念になります。是正してください。

総務省が進めるふるさと住民登録制度、そして、国土交通省が推進する二地域居住制度の両面から検討を進め、ぜひ本町にとって最適な形での導入、活用をお願いしたいと思います。

これからの制度はまんのう町の人材確保や関係人口の創出、さらには増加する空き家対策にも大きく寄与する可能性を秘めていると考えております。新たな制度の構築や体制整備、調査研究には多くの労力と細やかな対応が必要となるのは分かります。しかし、まんのう町の将来を見据えたとき、成長につながる分野への投資は極めて重要であり、今、取り組むべき課題であると私は考えております。まんのう町のさらなる発展と持続可能な地域づくりのために、ぜひともまんのう町の未来への投資、町長、まんのう町の未来への投資という視点で、ぜひ積極的な御検討をお願い申し上げます。

この全てを申し上げて、今回、私の6月議会の一般質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○大西樹議長 以上で、6番、鈴木議員の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

9 番、川西議員、質問を許可いたします。

○川西米希子議員 議場の皆様、ふれあい放送をお聞きの皆様、改めましておはようございます。川西です。新たな4年間の任期の1回目の一般質問でございます。これからの任期の4年間も誠心誠意議員の責務を果たせるよう努めてまいりたいと決意いたしております。よろしくお願いいたします。

6月を迎え、木々の緑が一層鮮やかになる季節となりました。先日は町内の小中学校、こども園で運動会が開催されました。また、早いところでは、田植を終えた田んぼに水が張られ、この時期ならではの風景が広がっております。

一方で、本日は今後の台風の影響が心配されるところであります。改めていつ起こるか分からない緊急事態への備えの大切さを実感しております。住民の皆様の日常生活を守り、誰もが安心して暮らせる環境づくりは自治体に課せられた大きな役割の一つであります。いざというときに住民の皆様の命を守るための備えを進めておくことが重要であると思います。今回はそのような観点から質問させていただきます。

それでは、通告に従い、ただいまより私の一般質問を行います。

今回は住民の皆様の命を守るAED（自動体外式除細動器）の整備について、1点に絞ってお伺いいたします。

まず、AEDボックスへの補助備品整備について質問させていただきます。

まず、AED（自動体外式除細動器）とは、心筋梗塞などの心臓病、狭心症による重い不整脈、心不全、水に溺れた後の心停止、感電事故、窒息、重症の交通事故や転落事故による心停止、激しい運動中に起こる突然の心停止など、様々な原因で突然心臓停止となった方の命を救うための機械です。

心臓がけいれんを起こし、正常に血液を送り出せなくなった際に、電気ショックを与えて心臓の動きを正常な状態に戻すための医療機器をAEDといいます。

突然の心停止が起こった場合、救急車の到着を待つだけでは救命が難しいことがあります。心臓マッサージを行ったり、AEDを迅速に使用することで救命率の向上が期待できます。

また、AEDは音声案内に従って操作ができるため、専門知識がない方でも使用することができるという大きな利点があります。

AED（自動体外式除細動器）、AEDボックスへの補助備品整備についてお尋ねいたします。

現在、本町においても、公共施設等にAEDの設置がされております。AEDは突然の心停止に命を救う重要な機械であり、誰もが迅速に使用できる環境整備が求められております。

一方で、実際の救命現場では、傷病者の衣服を開く行為があることから、特に女性への使用にためらいを感じるケースや、プライバシーへの配慮が課題として指摘されております。

全国ではＡＥＤボックス内に三角巾を配備し、プライバシー保護や止血、保温などに活用している自治体もあります。

また、近年ではＡＥＤ使用時の心理的ハードルを避けることを目的としたプライバシー保護シートの市販品も普及し始めております。

こうした中、救命率向上と安心してＡＥＤを使用できる環境づくりの観点から、本町においても、ＡＥＤボックス内に三角巾やプライバシー保護シートなどの補助備品を配備してはいかかかと提案するものでございます。

そこで、お尋ねいたします。

現在、本町に設置されているＡＥＤには三角巾やプライバシー保護シートの補助備品は配備されているでしょうか、お尋ねいたします。

○大西樹議長 栗田町長。

○栗田町長 川西議員さんの御質問にお答えいたします。

本町におけるＡＥＤ設置状況についてのお尋ねにお答えいたします。

現時点では、本町には５１施設、５４台のＡＥＤが設置されております。現在のところ、ＡＥＤボックス内には三角巾やプライバシー保護シートといった補助備品は１台も配備されていない状況でございます。

ＡＥＤは突然の心停止時に命を救う重要な機器であり、その有効活用に向けて、今後、補助備品の配備につきましても検討の余地があると認識しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 ９番、川西議員。

○川西米希子議員 ありがとうございました。最初の質問におきまして、配備の必要性があるということを認識しておいでるという御答弁をいただきました。しかし、ちょっとまだもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

他の自治体では、ＡＥＤボックスに三角巾やプライバシー保護シートを配備する取組も進められておりますが、本町ではそのことを把握されているのかお尋ねいたします。

○大西樹議長 栗田町長。

○栗田町長 川西議員さんの再質問にお答えいたします。

貴重な御指摘をいただきました。ＡＥＤ使用時における女性傷病者へのプライバシー配慮につきましても、全国的に指摘されている課題であると認識いたしております。

本町におきましても、突然の心停止という生命に関わる緊急事態においては、一刻も早い対応が求められる一方で、特に女性傷病者への対応におけるプライバシー面での配慮は、ＡＥＤの使用をためらわせる要因となり得ることを認識いたしております。救命率の向上と、安心してＡＥＤを使用できる環境づくりの両立は極めて重要な課題と考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 ９番、川西議員。

○川西米希子議員 ありがとうございました。御答弁をいただきまして、ＡＥＤにつ

いては、備品の整備も必要であるという御答弁をいただいたと思います。

すみません、前向きな御答弁をいただいたと私は、今、認識いたしておりますけれども、これは整備に向けて進めるということですのでよろしいのかどうか、最終、御答弁いただきたいと思います。

○大西樹議長 栗田町長。

○栗田町長 川西議員さんの再質問にお答えいたします。

貴重な御提案をいただきました。本町といたしましても、救命率の向上と、利用者が安心してAEDを使用できる環境づくりの重要性を認識いたしております。三角巾やプライバシー保護シートの配備につきましては、倒れた人の人体を覆いながらAEDを使用することができ、女性に限らず、身体を露出する抵抗感を軽減できる有効な手段であると認識しており、全国の自治体における先進事例や実際の運用における効果、また、本町の財政状況等を総合的に勘案いたしながら、前向きに検討してまいりたいと考えております。

具体的には、今後、AEDを更新する際に、AEDボックスの構造や補助備品の選定、配置する施設の優先順位等について関係課と協議を進め、できるだけ早期に実現できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 9番、川西議員。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。今、AEDの更新の時期に併せて前向きに検討していただくということでございますが、ここで一点ちょっとお尋ねさせていただきたいと思います。

AEDの更新、これは設置時期にもよるとは思いますけれども、まんのう町としては何年の更新のものを利用されていらっしゃるのでしょうか。

○大西樹議長 総務課長。

○朝倉総務課長 川西議員さんの御質問にお答えします。

一応、AEDのほうは5年に1回という形になっておりますが、その時期によって、3グループほどあったと思うんですけれども、一応、5年に1回という形に更新はなっております。よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 9番、川西議員。

○川西米希子議員 ありがとうございます。5年に1回ということで、最新でつけたものに関しては5年後ということになりますが、今つけているもので、最短、いつ頃に取り換えが行われるかということがお分かりであれば御答弁いただければと思います。5年待たなければならないのか、それとも1年後にはできるのかという、そこを私は心配しているわけでございます。

○大西樹議長 総務課長。

○朝倉総務課長 川西議員さんの再質問にお答えします。

現在、手持ちに資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 9 番、川西議員。

○川西米希子議員 承知いたしました。

御答弁では配備を進めていただけると大変に前向きな御答弁をいただいたと思います。力強く思っております。心強く思っております。

A E D は設置するだけでなく、住民の皆様にその存在や活用方法を知っていただくことも重要です。ぜひ町の広報誌やホームページ、救命講習などを通じた周知・啓発にも取り組んでいただくよう要望し、補助備品整備についての質問は終わります。

2 つ目の質問に移させていただきます。

屋外設置型 A E D のことについて質問させていただきます。

現在、本町に設置されている A E D は庁舎内や施設内に配置されているものがほとんどです。夜間や休日、施設閉館時には使用できません。屋外設置型 A E D は 2 4 時間 3 6 5 日利用可能であることから、夜間や休日でも迅速に対応できる、施設閉館時でも使用できる、地域住民が安心できる、災害時や停電時にも活用しやすい、救命率向上につながるといった利点があります。

また、近年は屋外設置型 A E D ボックスの性能向上により、防水性、防じん性、温度管理機能なども備えられ、全国的にも導入が進みつつあります。こうしたことから、本町においても 2 4 時間対応可能な屋外型 A E D の設置について、もっと数を増やすよう検討が必要であると考えます。

そこで、お尋ねいたします。

本町には、先ほどにも御答弁いただきましたけれども、51 の施設に A E D が設置されておりますが、屋外設置型 A E D は、本庁舎には中には設置されておりますけれども、外には設置がされておられません。玄関のガラスには、A E D 設置を示すオレンジ色の目立つシールが貼られておりますが、設置場所までの案内表示が十分とは言えず、初めて来庁された方や、緊急時に初めて A E D を使用される方にとって、場所が分かりにくい状況ではないかと感じております。

また、庁舎内設置であるために、夜間や閉庁時には利用ができない状況にあります。庁舎の外に 2 4 時間取り出せる形で A E D が設置されていると、地域住民にとっては、何かあったときには、とにかく役場に行けば A E D があるという共通認識につながり、迅速な救命行動にもつながるものと考えます。

現在の本庁舎の設置状況や案内表示、2 4 時間利用可能な屋外設置型 A E D の必要性についてはどのような認識を持たれているのかお尋ねいたします。

○大西樹議長 栗田町長。

○栗田町長 川西議員さんの 2 番目の質問にお答えいたします。

本町における A E D の設置状況につきましては、現時点で 51 施設、54 台の A E D が設置されております。このうち屋外設置型 A E D は 8 基でございます。琴南小学校、仲南小学校、長炭小学校、四条小学校、高篠小学校、満濃南小学校、そして旧琴南中学校の体

育館入り口に各１基ずつ設置されており、加えて満濃中学校のプール北側に１基、合計８基が設置されている状況でございます。

屋外設置型ＡＥＤは２４時間３６５日利用可能であることから、夜間や休日、施設閉館時においても迅速に対応できるという利点があり、地域住民の安心につながるものと認識しております。

現在、本庁舎には屋内にＡＥＤが設置されており、玄関のガラスにはＡＥＤ設置を示すオレンジ色の目立つシールが貼られているところでございます。しかしながら、御指摘のとおり、設置場所までの案内表示が十分とは言い難く、初めて来庁された方や緊急時にＡＥＤを使用される方にとって、場所が分かりにくい状況があると認識いたしております。

また、庁舎内設置であるため、夜間や閉庁時には利用ができない状況にあり、これは重要な課題であると考えております。

地域住民にとって、「何かあったときには、とにかく役場に行けばＡＥＤがある」という共通認識を持つことは、迅速な救命行動につながるものと考えます。そのためには、２４時間３６５日利用可能な屋外設置型ＡＥＤの整備は極めて重要であると認識しておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 ９番、川西議員。

○川西米希子議員 ありがとうございます。今、御答弁の中に外型の設置は８基あるということがございますけれども、私、町のホームページを調べさせていただきましたところ、５１の施設にＡＥＤがあるということはホームページを見て認識できました。しかし、８基あるということまで私には理解できなかったもので、８基もあるということで、今、御答弁をいただいて、少し驚いているところであります。これは私のホームページの見方が悪かったのか、それとも分かりにくい表示になっているのか、これはすみません、ちょっと今ここでは分かりませんが、ホームページのほうと、今、御答弁いただいた数とは、私にとっては合わないように思います。

あと、町長さんから御答弁いただきましたけれども、実際にまんのう町の本庁のＡＥＤについての御認識、内側にＡＥＤは設置されていると。庁舎の中にＡＥＤは設置されている。しかし、外づけではない。ＡＥＤを示すマークはあるけれども、それは案内もないために、非常に初めての方にとっては分かりにくいという認識はしておいでるということをしていただきましたが、しかし、この庁舎のＡＥＤについて、外型のも設置する予定があるのかなのかというはっきりとした御答弁が私にはちょっと分かりませんでした。これは前向きに検討していただけるのか、ただ検討するという御答弁なのか、すみません、もう一度、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 総務課長。

○朝倉総務課長 川西議員さんの御質問にお答えします。

外の本庁舎の設置につきましては、今後、慎重に検討して、前向きに検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

ただ、外側に設置しますと、盗難に遭ったりとか、その辺のセキュリティーの部分がございしますので、その辺はいろいろ検討しながら、前向きに考えていきたいと思います。

それと、先ほどのリースの件なんですけれども、資料が出てきましたので、一緒にお答えしてよろしいでしょうか。

○川西米希子議員 はい、お願いいたします。

○朝倉総務課長 3つと言いましたが、4グループに分かれておりまして、令和6年の6月末が12台、それと令和7年の9月末、これに更新したのが26台、これが一番多いんですが、その次に来年、令和9年の10月、これが10台、それと最後に令和10年の6月、これが6台という形で、少し台数が、ちょっと古い資料なのであれなんですけれども、リースの期間としては、令和6年6月、令和7年9月、令和9年10月、令和10年6月という形で4グループに分かれておりますので、近々で言いますと、令和9年の10月、来年の10月に更新するのがあるのと、その次の令和10年の6月に更新する予定がございしますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○大西樹議長 9番、川西議員。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。予算の関係もあるかとは思いますが、速やかに更新時には整備をお願いできればと思います。

今、御答弁いただきました中にも、AEDの屋外設置をためらう理由として、AEDの盗難、ケースを開けるいたずら、持ち去りといった事例もあるようではございますけれども、屋外設置が困難になるほど多くはないのではないのでしょうか。

また、いたずらや盗難等のリスクと救命できる可能性を比較し、救命を優先して屋外設置を進める自治体が増えているようでございますので、お伝えさせていただきます。

前向きな御答弁をいただきありがとうございました。AEDは一刻を争う救命の現場において、一分でも早く使用できる環境を整えることが重要であります。24時間365日利用可能な屋外設置型AEDの整備は住民の皆様の命を守る体制の充実につながるものと考えます。今後は設置だけではなく、住民の皆様への、どこにAEDがあるのか、どういうふうにするのかなどの救命講習の充実にも取り組んでいただければと思います。

命を守るための取組は、使われないことを願いながらも、自治体としては必ず備えておかねばならないものです。心臓停止は場所や時間を選びません。住民の皆様の大切な命を救うためにも、いざのときに備えたAED環境の充実を要望いたしました。私の一般質問をこれで終わります。

○大西樹議長 以上で、9番、川西議員の発言は終わりました。

一般質問の途中でございますが、ここで休憩を取りたいと思います。議場の時計で10時50分までといたします。よろしくをお願いいたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時50分

○大西樹議長 休憩を戻しまして、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

3番、橋田議員、1番目の質問を許可します。

○橋田明夫議員 議場の皆様、ふれあい放送をお聞きの皆様、こんにちは。議員番号3番、まんのう町議会の橋田明夫でございます。

さきの町議会議員選挙におきまして、多くの町民の皆様から、このままでええんか、まんのう町を変えてくれ、私たちの声を役場に届けてくれという切実な思い、そして熱い思いを託していただき、この身の引き締まる思いで、本日、この壇上に立たせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

私は香川県警察あるいは市役所への2年間の出向も含め、42年間にわたり公務員として現場に身を置いてまいりました。その長年のキャリアの中で、行政組織というものがどのように動き、そして、どれほど気を配っていても、どうしても生じてしまう縦割りの弊害というものを、私自身、身にしみて嫌というほど分かっているつもりでございます。だからこそ、形式的な数字の並び替えや、お互いに用意された原稿を読み上げるだけの議論をするつもりは毛頭ございません。定年後、61歳から行政書士として町民の皆様のすぐ隣で具体的な生活の悩みや手続の壁に寄り添ってきたからこそ見える徹底的な現場主義と、どこまでも住民の目線に立った姿勢を貫き、本日、初めての一般質問に臨ませていただきます。

本日は一問一答式でございます。町長並びに教育長におかれましては、町民の不安を解消する前向きで、そして具体的かつ明快な御回答をいただけますよう強くお願いいたします。

それでは、事前に提出いたしました一般質問通告書に基づき、大きく3つの件名について、一問一答において質問を行ってまいります。

まず、件名1、地域交通と広域連携による移動手段確保についての第1問目を行いたいと思います。

高齢化や人口減少がものすごいスピードで加速している我が町まんのう町において、買物に行く、病院に通うといった移動手段の確保は、町民の皆様が住み慣れた地域で人間の尊厳を持って安心して暮らしていくためのまさに命綱であり、一日たりとも欠かすことのできない生活インフラそのものであります。

現在、我が町ではあいあいタクシーが運行されており、日々の足として一定の役割を果たしていただいていることは重々承知しております。しかしながら、町民の生活圈や移動ニーズというものは決してまんのう町の境界線の内側だけで完結するものではございません。近隣の自治体をまたいだ広域的な移動、特に町外にある主要な交通拠点、JR琴平駅や琴電琴平駅へのアクセスについては、かねてより多くの住民から不便である、何とかしてほしいとの指摘がなされてまいりました。

そのような中、大変注目すべき大きな動きがございました。隣接する琴平町で導入され

た地域共有交通琴平m o b i が我がまんのう町エリアまで利用範囲を拡大し、実質的な乗り入れを開始してくれたのです。これは課題であった主要駅へのアクセス向上という意味において非常に大きなチャンスであり、画期的な一步であると考えます。

そこでまず、第1点目の質問として伺います。この地域共有交通琴平m o b i が我がまんのう町へ乗り入れたことによる住民の利便性の変化、メリットやデメリットについて、町として現在どのように分析し、評価されているのか、町長の御見解をお伺いいたします。

○大西樹議長 栗田町長。

○栗田町長 橋田議員さんの1番目の質問にお答えいたします。

琴平m o b i のエリア拡大に対する評価、琴平m o b i がまんのう町へ乗り入れたことによる利便性の変化を町としてどのような分析・評価しているかについて、御質問にお答えいたします。

琴平m o b i のエリア拡大につきましては、地域公共交通活性化協議会において、バス会社、タクシー会社も含めて議論され、了解されたものと認識いたしております。

町といたしましては、四条・高篠地区などにおいて移動手段の選択肢が増え、住民の利便性向上につながる可能性があるものと受け止めております。

一方で、琴平m o b i は民間運営であるため、町として利用者数や利用状況を直接把握しているものではありません。議会でも利用が増えているように感じるとの意見がありましたが、具体的な利用実績については、運営会社に確認する必要があると答弁しております。

今後は運営事業者からの情報提供を受けながら、利用状況、住民ニーズ、あいあいタクシーとの役割分担、既存タクシー事業者への影響、琴平町との調整、財政負担の在り方などを総合的に分析し、地域公共交通活性化協議会において、持続可能で利便性の高い公共交通体系の構築に向けて検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 3番、橋田議員。

○橋田明夫議員 利便性向上に向けて検討してまいりたいという前向きな検討という回答、ありがとうございます。

利便性が向上した点ということに関しましては、町としても前向きに捉えられていることが分かりました。しかし、町長、ここからが現場の、そして住民目線の本当の課題なんでございます。

利便性が高まる一方で、実は現場では非常に重大な見過ごすことのできない問題が起きています。それが高齢者や交通弱者の方々を直撃している二重負担の問題でございます。

現在、我が町のあいあいタクシーを利用するとなると、月額3,000円が必要です。それに加えて、今、お話のあった便利な琴平m o b i も併せて使おうとすると、さらに月額5,000円がかかります。つまり両方を利用しようとするれば、毎月、合わせて約8,000円もの出費になってしまうのです。現場の住民の方、特に年金暮らしの高齢者の方々からは、私の元に悲鳴に似た切実な声が届いています。毎月8,000円は私たちの

貴重な生活費をあまりにも大きく圧迫する。これではせっかく便利なサービスが目の前に来ても、お金の余裕がある人しか乗れない、乗りたくても乗れないんだ、これでは絵に描いた餅ではないかという本当に胸が痛くなるような訴えです。

そこで、2点目として伺います。

この月額8,000円という二重払いの負担を解消し、全ての住民が経済的な不安なく、安心して移動手段が選択できるよう、例えば共通定額サブスクリプションを町として導入する、あるいは、乗り継ぎに対する町独自の補助制度など、具体的に検討するお考えはありませんでしょうか、どうぞお聞かせください。

○大西樹議長 栗田町長。

○栗田町長 橋田議員さんの再質問にお答えいたします。

あいあいタクシーと琴平m o b iを直ちに一つの制度として統合する具体的な方針が決まっているものではありません。しかし、町としては両者を競合する交通手段としてではなく、町民の移動を支える公共交通ネットワークの一部として捉え、役割分担と連携の在り方を検討していく必要があると考えております。

琴平m o b iの本町一部への運行区域拡大については、バス会社、タクシー会社も参加する地域公共交通活性化協議会の中で議論され、了解されています。また、m o b iの本格運行や拡充についても、地域公共交通活性化協議会で審議されているところでございます。

一方、あいあいタクシーは交通弱者対策として、特に山間部や公共交通が不便な地域において重要な役割を担っております。

今後はm o b iの利用状況、あいあいタクシーの利用減少、町民ニーズの変化、既存交通事業者への影響、琴平町との調整、財政負担の在り方などを総合的に検討し、広域的で持続可能な公共交通ネットワークの構築に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、共通定額、いわゆるサブスクリプション型の制度や乗り継ぎに対する補助制度につきましても、現時点で具体的な導入方針が決定しているものではありません。

しかし、利用者が複数の交通手段を乗り継ぐ際に負担感を感じることは、公共交通の利用促進を考える上で重要な課題であると認識しております。

本町では、これまでもあいあいタクシーと路線バスを相互に利用できる共通パス券を導入し、公共交通機関相互の連携を図ってきた経緯がございます。

一方、琴平m o b iは民間事業者が運行しており、現在、町から公費は支出していないため、共通定額制や乗り継ぎ補助を導入する場合には、運営事業者、琴平町、町内タクシー事業者、路線バス事業者との調整が必要でございます。

今後は地域公共交通活性化協議会の中で、あいあいタクシーと琴平m o b iの役割分担、利用実態、住民ニーズ、財政負担、既存交通事業者への影響などを総合的に検討し、利用者負担の軽減につながる制度の在り方について研究してまいりますので、よろしくお願い

いたします。

○大西樹議長 3番、橋田議員。

○橋田明夫議員 御回答ありがとうございます。地域交通について、引き続き、具体的な施策を考えていただけるとの御回答ありがとうございます。

そのような中で、ちょっとしつこいんですが、毎日の生活がかかっている問題ですので、ぜひスピード感を持って、知恵を絞っていただきたいと思います。

3点目の質問になるんですが、今、おっしゃってくださった中にもありますんですが、負担軽減を進めるためにも、そもそも町営のあいあいタクシーと民間の地域公共交通である琴平mobiをそれぞれ別の縦割りのサービスをして放置しておくのではなく、一步踏み込んで、これらを一つの広域公共交通ネットワークとして行政が主導し、統合、発展させていくような戦略的なビジョンをお持ちかどうか、もう一度、お聞かせ願えませんか。

○大西樹議長 企画政策課長。

○鈴木企画政策課長 橋田議員さんの再質問にお答えします。

町としても両社の競合としての交通手段ではなく、町の民間移動を支える公共ネットワークの一部として考えておりますので、今後、地域公共交通活性化協議会の中で、町としても迅速に対応していきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○大西樹議長 3番、橋田議員。

○橋田明夫議員 ありがとうございます。同じことをしつこく聞きまして申し訳ございません。どうしても重要な問題ですので、少しでも前向きな御回答を得たいと思い、重複して質問させていただきました。

広域的な視点での交通網づくり、ぜひとも強力に進めていただきたいと思います。

さて、この件名の最後として、町長に地域交通の根底にある理念について伺います。

我が国の最高法規である日本国憲法の第22条には、住居移転の自由が厳然と保障されております。言うまでもなく、現代の車社会、地方都市において、この移転の自由、つまり移動する自由を実質的に担保し、高齢者や交通弱者が社会から孤立することなく参加できるようにすること、これは単なる行政の福祉サービスではなく、いわゆる移動権という住民が持つべき基本的人権、権利の保障であると考えます。移動できなければ、健康を維持することも買物へ行くことも生きがいを持つこともできません。そこで、高齢者や交通弱者の移動を憲法上の権利、移動権としてしっかりと町が保障していくのだという強い観点に立って、今後のまんのう町の地域交通施策の指針をどのように進めていかれるのか、町長としての並々な御決意を、再度、お聞かせ願えませんか。

○大西樹議長 栗田町長。

○栗田町長 橋田議員さんの再質問にお答えいたします。

高齢者や交通弱者の移動につきましては、単なる交通手段の確保にとどまらず、通院、買物、通学、地域活動など、日常生活と社会参加を支える基礎的な条件であると認識いた

しております。

本町では地域公共交通計画の策定及び実施に関し、地域における需要に応じた住民生活に必要な旅客運送の確保、旅客の利便の増進、持続可能な公共交通網の形成を目指すこととしております。

今後はこの地域公共交通計画を基本に交通弱者対策、免許返納後の移動支援、福祉施策、買物支援、既存交通事業者との連携を一体的に進めてまいります。

特にあいあいタクシーや福祉タクシー券助成事業につきましては、これまで交通弱者対策として実施してきたものであり、山間部や公共交通が不便な地域において、生活の足を守る重要な役割を担っております。

一方で、あいあいタクシーも事業開始から長期間が経過し、町民ニーズも変化していることから、利用実態や住民の声を踏まえ、運行の在り方や他の交通手段との役割分担を検討していく必要があります。

また、高齢者の免許返納を安心して進めるためには、返納後の移動手段の確保が不可欠であります。免許返納者へのあいあいタクシー定期券配布を継続するとともに、制度の周知、乗継導線の改善、予約利便の向上など、実際に利用しやすい仕組みづくりを進めてまいります。

琴平m o b i など新たな交通サービスについても、既存の路線バス、鉄道、民間タクシー、あいあいタクシーとの役割分担を整理し、地域公共交通活性化協議会の場で交通事業者、琴平町、関係機関と協議しながら、町民にとって分かりやすく利用しやすい交通ネットワークの構築を検討してまいります。

町といたしましては、今後の地域交通施策を単なる移動手段の確保ではなく、町民一人一人が住み慣れた地域で暮らし続け、社会参加できる環境を支える施策として位置づけ、地域公共交通計画に基づき、持続可能で安心して利用できる公共交通体系の形成に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 3番、橋田議員。

○橋田明夫議員 これで、1件目の質問を終わります。

○大西樹議長 1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問を許可します。

○橋田明夫議員 件名2、子ども政策の一元化と教育環境についての質問に移ります。

少子化対策や子育て支援は、言うまでもなく、我がまんのう町の未来への投資そのものであり、町政の最優先課題として位置づけられるべきものです。

しかしながら、現状、当町の子育て支援、教育、健康づくりといった子供に関する施策は役場内の複数の課にまたがっていて、言わばばらばらに存在しているのが実態であります。

現在、国はこども家庭庁を中心として母子保健の機能と児童福祉の機能を一体的に支援するこども家庭センターの設置を全国の自治体に推進しており、我がまんのう町において

も、令和9年度当初からの設置、体制整備を目指していると伺っております。

しかし、町長、教育長、このこども家庭センターの設置をめぐるっては、全国の専門家や先進自治体からも既に厳しい評価が上がっています。それは窓口としての入り口は新しくきれいに充実するが、現場の体制が変わらなければ、結局、具体的な支援が行き届くかという、出口はこれまでと何も変わらないのではないかという指摘です。

なぜなら、このこども家庭センターという仕組みは、福祉と健康問題を取り扱いますが、教育問題との連携はマスト、いわゆる義務ではないからです。これは本当の意味での子供の政策の一元化とは到底言えません。自分で事前にしっかりと調べ、平日の昼間に身軽に役場の3つの課を自力で横断して、次はあっちの窓口、その次はこっちの窓口と動き回って手続や相談ができるような方は現行のままでいいかもしれません。

しかし、行政が本当に手を差し伸べなければならない、本当に困っている交通弱者、情報弱者、あるいは社会的に孤立して悩んでいる保護者の方々が、このばらばらに存在する縦割りの壁を自力で乗り越えて相談に回ることなど極めて困難、不可能に近いのではないのでしょうか。

そして、ここで重要なのは、これらを横断的に解決する組織の核の問題です。冒頭にも述べましたが、私、42年間の公務員経験からよく分かります。公務員の世界というのは、担当の係レベルが幾ら他の課と調整しようと奔走しても、役職が同じ課長同士でなければ、責任を持った決定や抜本的な調整はなかなかできないのが常、現実であります。ですから、単に一つの担当係をつくるだけでは、他課との壁を壊すことは絶対にできません。

こうした支援の隙間や縦割りの弊害を根本からなくすには、他の課、他課と対等に渡り合い、妊娠、出産、子育てから学校教育までをトータルで一元管理できる課長級のいる子ども課という強力な独立組織の設置こそが今のまんのう町には不可欠であると考えます。

そこでまず、町長にお伺いします。

現在、子ども政策が複数課に分かれていることによる連携面の課題の認識、そして、この縦割りを克服して一元管理を行う課長級の子ども課の設置について、町長はどのようにお考えなのか、また、検討するおつもりがあるのか、お伺いいたします。

○大西樹議長 栗田町長。

○栗田町長 橋田議員さんの2番目の質問にお答えいたします。

現在、子ども政策が複数課に分かれている現状について、連携面で課題認識はあるのかについての御質問にお答えいたします。

子ども政策に関する部署が複数課に分かれていることが課題ではなく、本庁舎から離れた所に位置している、この分散している距離が課題と捉えております。つきましては、部署が複数課に分かれていてもワンフロアに位置していれば、さほど気にならないと思われます。せめて同じ庁舎内に位置していれば、何かありましても、担当が直接住民の方に対しての対応が可能ですが、現状で同様のことをするにはどうしても時間がかかってしまうのが現状です。

特に町外から転入された方には様子が分からないこともあって、まずは本庁舎に来庁されますので、御不便をおかけしていることがあろうかと思います。

そこで、住民の方の利便性をできるだけ向上させるために、本庁舎1階にあります福祉保険課では、かりん健康センターにあります健康増進課業務の健康診断がん検診の検体のお預かり、高齢者の予防接種の免除申請の受付、また、3階にあります企画政策課の福祉タクシー助成券の交付を行うなど、現状、できる範囲での対応は実施しておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 3番、橋田議員。

○橋田明夫議員 離れていることに問題があり、それをまとめる課がなくとも、ワンフロアであれば解決できるという御意見でございました。確かにそういう御意見もあると思うのですが、なかなか課が違う、要するにワンストップ、1つの課で御相談を受けてもらうというのと、3つの課があるというのは、やはりこれ、私、先ほども述べましたが、公務員として長年勤めた身としては、なかなか課と課の連携というのはうまくいきません。いろんなことがございます。

例えば当役場におきましても、実際に私も体験したことがございます。あまり詳しく言うと個人攻撃になるので申しませんが、実際、他の課が行っていることについて全く認識がなく、私たち一人の町民からしたら、それは同じ係、同じ課がやっていることだと思うにもかかわらず、係が違うと全く認識していないということが先日もございました。ただ、具体的にあまり言いますと個人攻撃になるので、この辺でとどめておきますが、なかなか難しいです。

そういうことを踏まえまして、本当に困っている人が窓口をたらい回しにされないために、組織改革を求めています。この点、引き続き、強く求めておきたいと思います。

続きまして、国が推進しているこども家庭センターについてですが、我が町まんのう町では具体的にはどのような組織体制、人員配置を想定されているのでしょうか。

また、平成9年度当初からの実施を目指しているとのことですが、現在の具体的な進捗状況とこれからのスケジュールについてお答えください。

○大西樹議長 栗田町長。

○栗田町長 橋田議員さんの再質問にお答えいたします。

国が示すこども家庭センターの要件で必須となっておりますのが、「母子保健機能」と「児童福祉機能」が連携して業務を行うこと、その双方の業務について十分な知識を有した統括支援員を1名とセンター長を配置すること、そして、支援を要する妊産婦、子供、保護者に対しての「サポートプラン」を作成・運用することとなっております。

ただ、国が想定していると思われるような大きな自治体の部署間のようにはっきりとした垣根がある場合とは違い、本町のような小規模な自治体では、本町に限らず、従来より部署間での連携は取れていますので、国が示す要件からすると、統括支援員を配置することとサポートプランを作成すること、作成されたサポートプラン運用するための関係課が

支援の方向性を検討する合同ケース会を開催することといった体制が取れば、要件を満たすことになります。

また、子ども政策を行う中で、国の推進する制度が、平成27年に子育て世代包括支援センター設置の推進とか、令和元年に子ども家庭総合支援拠点設置の推進など、短期間で次々に変更されているといった背景もあることから、今回のこども家庭センターの設置につきましては、一度に大きな体制の変更は行わずに、さきに申しましたサポートプランを作成し、運用していく中で検討を重ねて、よりよい体制を明確にする期間を取ることも必要ではないかと考えているところでございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

また、令和9年度当初からの実施を目指しているとのことであるが、現在の進捗状況と今後のスケジュールについての御質問にお答えいたします。

さきに申しましたように、現在のところ、こども家庭センターの設置に当たっての正規職員の増員は考えてはおりませんが、人事異動に係る期間等も考慮しますと、年度の半ばあたりにはおおむね体制を決めておくべきかと思っております。そこから逆算して、こども家庭センターの担うべき業務の精査を行っているところでございます。

また、センター設置の必須事項となっております統括支援員の配置ですが、本町の場合では1名配置することとなっております。この業務を担う職員に必要となっております研修の受講状況につきましては、1名が受講済みで、さらにもう1名が年度内に受講済みとなる予定になっておりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 3番、橋田議員。

○橋田明夫議員 回答ありがとうございました。本町が小さな組織であり、横の連携は取れているとの御認識、了解いたしました。ただ、現実に、先ほども申しましたように、なかなか町長が御認識されているほどうまく連携できていない部分もあるかと思います。おおむねのところにおいては、そのように連携できているのやもしれませんが、なかなか課と課がある以上、そこには当然垣根がございまして、なかなか思ったようにできないというのがこの世界の常ではないかと思います。今後とも、職員の皆様が日常的に壁を越えられる環境をつくっていただきたいと思います。

続きまして、子供たちの教育環境や地域のつながりについて、教育長にお伺いいたします。

1つは学校行事、特に運動会などの在り方についてです。

近年、熱中症への対策や安全配慮、さらには先生方の働き方改革といった様々な要因から、学校行事の簡略化や短時間化が進んでいることは承知しております。

ここで、先生の働き方改革についてですが、私は、これは単に先生方の負担を軽減することだけが目的ではないと考えます。本当に目指すべきは、先生方の負担をしっかりと軽減しつつ、そこから生まれる心のゆとりや教育の質といった成果を子供たちや保護者が受ける恩恵として最大化させること、これこそが働き方改革の本質ではないでしょうか。

しかし、そのバランスについて、地域の住民や保護者の方々から、去年の運動会は本当にあっという間に、それこそ15分で終わってしまったような感覚で、子供たちの頑張りを見る時間も少なく、地域や家族とのつながりがどんどん薄れてしまって、本当に寂しいという切実な声が私の元に届いております。

学校という場所は単に勉強を教えるだけの場所ではないと思います。地域コミュニティの核であり、世代間交流を育むための極めて重要な拠点のはずです。この働き方改革による恩恵の最大化と地域交流のバランスをどのように考えておられるのか、また、学校行事が持つ地域コミュニティ形成という重要な役割についての教育長の御認識をお伺いいたします。

○大西樹議長 井上教育長。

○井上教育長 それでは、橋田議員の学校行事の簡略化について、教育現場・保護者・地域とのバランスをどのように考えているのかについての御質問にお答えいたします。

現在、各学校におきましては、4月当初の入学式や5月の運動会が終わり、本格的に学校生活の一年間が始まったところでございます。橋田議員におかれましては、お忙しいところ、仲南小学校の運動会で児童に声援を送っていただきありがとうございます。

さて、学校にとっては大きな行事の一つであります運動会は、児童生徒が保護者や地域の方々と触れ合える場として保ちつつ、年々、気温が上昇していることなどへの対応を行い、児童生徒の健康管理を優先しながらプログラム構成を検討することが重要になってきております。

また、運動会の本質を損なうことなく、プログラムを簡略化することで、教員が授業の準備や児童生徒の指導にける時間を確保できることとなり、ひいては児童生徒の学習環境の充実と教職員のメンタルヘルス向上の両立が図れ、教育の質が高まるものと考えております。

また、先ほど運動会が15分ほどで終わったという声があったことについて御指摘がありましたけど、本当にこのようなことがあったのか疑問に思っただけで調査いたしましたところ、昨年度の仲南小学校のことではないかと思われそうですが、そこがございますので、経緯を御説明いたします。

予定されていましたが運動会当日が雨天であり、体育館での実施を余儀なくされました。体育館での開催でありましたので、運動場のトラックを周回する8色対抗リレーというのが体育館では実施できませんでした。しかしながら、仲南小学校のこの競技は1年生から6年生までの異年齢構成での対抗リレーという言わば花形競技でございます。児童たちは保護者や地域の皆さんに披露できるよう一生懸命練習してきたこともあり、別日、平日です、別日に改めて実施いたしました。このときに実施されました8色対抗リレーが結果として15分で終えたということでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○大西樹議長 3番、橋田議員。

○橋田明夫議員 後ほど行ったのが15分で終わったということで理解いたしました。

教育長、地域の高齢者の方々にとっても、子供たちの元気な姿を見ることは生きがいに繋がっております。こういう雨天であつたりとか、いろんな諸条件ございますが、そういうところも含んで、先生方の負担を減らしながらも、地域を巻き込む知恵を現場と一緒に絞っていただきたいと思います。

続きまして、もう一点、お伺いしたいのですが、これはスクールバスの距離基準についてでございます。

現在のスクールバスの運行距離制限、実際乗せてくれるのはどこからという話なんですけれども、これが現在の交通事情、昔に比べて格段に増えた交通量や大型車の往来、また、不審者対策、さらには共働き世帯が増えたことによる保護者の送迎負担といった現代の生活実態や安全面に合わなくなっているのではないかという強い懸念が保護者から上がっております。このスクールバスの距離制限について、子供の安全、今、言いました交通事故であつたり、不審者であつたり、様々な面からの安全を守る、保護者の負担を軽減するという観点から見直しを検討されるお考えはございませんか。

○大西樹議長 井上教育長。

○井上教育長 橋田議員のスクールバスの距離制限について見直し検討する考えはあるかという質問にお答えいたします。

スクールバスにつきましては、平成18年4月1日に旧仲南中学校が満濃中学校に統合、また、旧仲南東小学校、旧仲南北小学校及び旧仲南西小学校が統合し、仲南小学校が開校した際に、仲南地区の児童生徒の通学のために運行を始めたものでございます。

スクールバスの利用に関しましては、まんのう町遠距離通学費補助に関する条例に規定されてございます。この条例におきましては、スクールバスを利用することができるのは、中学生におきましては通学距離が片道5キロメートル、小学生におきましては片道2キロメートルを超える児童生徒と定めてございます。

今回の御質問である距離制限の見直しにつきましてでございます。近年におきましては、中学生は部活動以外で、小学生では下校後に屋外で汗を流す機会がほとんどない状況であり、子供たちの体力の低下が懸念されている状況にあります。だからこそ、自転車や徒歩での通学による適度な運動習慣の形成は、子供たちの体力の維持や向上に極めて重要と考えております。

自転車で5キロメートル、また、徒歩での2キロメートル程度の距離であれば、子供たちの発達段階に応じた無理のない範囲で日常的な体力づくりが可能と考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○大西樹議長 3番、橋田議員。

○橋田明夫議員 そのぐらいであれば無理のない距離でございますという御指摘、私も実はそのように思っているんです。ただ、昔、話がちょっとそれますけれども、コント55号というのがあって、その中の欽ちゃんというのが昔いましたでしょ。あの人が小

学校のそばに住んでいて、子供が小学校に上がるときに、何か近過ぎるので、ちょっと遠いところに引っ越しましたということを話しているのを、私、何かで覚えていて、そのことが頭をよぎりました。

確かに、私はちょうどスクールバスで通う世代でした。うちの妹は全部歩いて通いました。元気のいい子、普通の環境で育った子、まさしくその考えでいいと思うんですよ。

ただ、現在はなかなか親御さんの環境を含めて、子供さんの健康も含めて、いろいろな方々がいらっしゃいます。一律に2キロなら歩けるという時代ではないのかなと思います。やっぱり送っていけない、あとはついて一緒に歩いて行ってあげられない。私、朝、車で走っておりますと、子供さんを見守り隊の方々が共に歩いて通学されている姿を見て、本当に感謝の念を抱く次第であります。

しかしながら、それと同時に、車で実際送ってきていらっしゃる方も大勢いらっしゃいます、現実には。なので、なかなか教育長が今おっしゃったことはすばらしい考えではあるんですが、今の時代、全員がそのように合わせていけるかというと、そうではない方々も大勢いらっしゃるのではないかと思います。なので、そこを選ぶ、選択する自由、親御様がですね、保護者さんが選択する自由も少しばかり検討していただけたらなと思います。

以上で、2問目の質問を終わります。

○大西樹議長 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

3番、橋田議員。

○橋田明夫議員 それでは、3番目の質問に移りたいと思います。

これは行政の縦割りの解消と住民目線の政策形成についてでございます。

先ほど述べてきました地域交通の二重負担の問題も、子ども政策における一元化組織や教育との連携の弱さ、それから、そういうもろもろのこと全てが行政の縦割りというこの分厚い壁、そしてその弊害にほかなりません。

何度も申し上げるんですが、私も公務員として42年間、行政の現場に身を置いてまいりました。だからこそ、私自身、痛いほどよく分かります。行政組織というのはどうしても自らの担当課の割り振られた仕事、決められた制度の運用の枠組みの中だけで物事を考えてしまいがちであり、その縦割りの弊害を完全に拭い去ることは決して簡単なことではないと思います。

しかし、簡単ではないからといって、そのまま放置していいわけではありません。組織の壁を少しでも解消していくための不断の努力を続けることこそが行政の、そして、トップである町長の絶対に欠かせない義務であると考えます。

今、私たちが直面している地域課題は、交通も教育も福祉も健康づくりも全てが住民一人一人の生活の中で密接に複雑に絡み合っています。

今後の本格的な人口減少の社会においては、役場の都合や制度の運用のしやすさから物事を考える役場都合の行政ではなく、住民生活全体、住民の目線から逆算した政策設計、

今こそ１８０度発想の転換をしなければ、まんのう町の未来はないのではないのでしょうか。

そこでまず、町長に直球でお伺いいたします。

現在のこのまんのう町役場における庁内連携、部署間の壁の現状について、町長自身はどのように自己評価されているのでしょうか、お聞かせください。

○大西樹議長 栗田町長。

○栗田町長 橋田議員さんの３番目の質問にお答えいたします。

橋田議員さんが御指摘される庁内連携の課題は、本町が今後のまちづくりを進める上で極めて重要な指摘でございます。

本町の庁内連携につきましては、成果と課題の両面があると認識いたしております。

まず、成果といたしましては、転入・転出、出生・死亡などの届出時の住民生活課、支所、福祉保険課、税務課などの連携、空き家対策における地域振興課による総合相談窓口の設置、圃場整備事業での農林課と建設土地改良課の連携、虐待防止における福祉保険課と健康増進課、学校教育課間での連携など、課題解決に向けた部局横断的な取組が実現いたしております。

しかしながら、相談内容によって担当課が異なることから、どこに相談すればよいのか分からない、部署間で対応に温度差があるといった住民の声が聞かれるのも事実でございます。

このような状況が生まれる背景には、本町の行政運営が従来の課ごとの制度運用という枠組みの中で進められてきたという構造的な課題があると認識いたしております。ここで重要なのは、人口減少社会において、子供、高齢者、交通弱者に関する課題は単独課だけでは解決できない複合的・多層的な性質を持っているということでございます。

例えば高齢者の独り住まいの方の課題を考えてみますと、福祉保険課による生活支援だけでなく、交通担当課による移動手段の確保、健康づくり担当課による健康管理、地域振興課による地域との結びつき、さらには税務課による相続対策まで、複数の施策領域にまたがる支援が必要となってまいります。

このように住民の生活課題は本質的に複合的であり、従来の課ごとの制度運用では対応し切れない局面が増えているという認識を私は持っております。

したがって、今後は役場都合ではなく、住民生活全体を主眼とした政策設計が必要であると考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 ３番、橋田議員。

○橋田明夫議員 回答ありがとうございます。

そうすると、こうした複雑な地域課題に対して、従来の担当課の枠組みを超えた部署横断型のプロジェクトチームを柔軟に設置したり、定期的な情報共有の体制をさらに抜本的に強化したりすることについて、何か具体的な検討や仕組みづくりはされておるのでしょうか、もう一度、お教えてください。

○大西樹議長 栗田町長。

○栗田町長 橋田議員さんの再質問にお答えいたします。

部署横断型プロジェクトチームや定期的情報共有体制の強化についての御質問でございますが、本町では既に複数の取組を進めているところでございます。

まず、既存の取組といたしましては、令和2年度よりデジタル化推進プロジェクトチームを発足し、全庁的・横断的なDX推進に取り組んでおります。このプロジェクトチームは情報システム担当課である企画政策課を中心としながらも、福祉保険課、教育委員会、事業課など、複数の部局の職員で構成されており、庁舎全体のデジタル化を視点として、部局の枠を超えた協働を実現いたしております。

また、広域での情報システム標準化に向けましては、適切なタイミングでシステム担当者会を開催し、情報共有と相談体制を強化いたしておるところでございます。

しかしながら、橋田議員御指摘のとおり、住民課題の横断的解決という視点から見ますと、現在の取組はまだ不十分なところがあると認識いたしております。

そこで、今後の強化策といたしましては、以下の施策を推進してまいりたいと考えております。

第一に、現在、月1回の三役を含む課長会議を開催いたしておりますが、その中で住民課題の横断的解決を常設議題とし、各部局が抱える課題を共有し、横断的な対応策を協議する場として機能させてまいります。

第二に、課題別プロジェクトチームの編成でございます。子ども・子育て支援、高齢者福祉、交通弱者対策など、複合的な課題ごとにプロジェクトチームを編成し、関係課による協働体制を構築いたします。このチームは課題解決に必要な施策を複数課で協働設計し、実行する役割を担うことになります。

第三に、連携内容の住民への周知でございます。現在も各業務において担当者間での課をまたいだ連携は実施しておるところでございますが、その連携などをいかに住民に周知していくのが課題となりますので、広報やホームページなどを活用しながら、周知徹底に努めたいと考えております。

限られた職員数の中で効率的な運営を前提としながらも、実質的な横断連携を実現してまいり所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 3番、橋田議員。

○橋田明夫議員 様々なプロジェクトチームの結成であったり、今、世の中の最先端であるDX化、これを前向きにどんどん進めていってくださっているとの御回答でした。本当にありがとうございます。

最後に、こういう物事をするときに一番住民の皆様と、日々、接している最前線の職員の方々の声を十分にお聞きになって、そしてその声を聞くだけでは終わらせず、実際の政策形成へとスピード感を持って反映していただく仕組みを町長を主としてつくっていただけたら、私たち町民も安心して暮らしてまいれると思います。

本日はありがとうございました。これで橋田の質問を終わらせていただきます。

○大西樹議長 以上で、3番、橋田議員の発言は終わりました。

一般質問の途中ではありますが、ここで休憩を取りたいと思います。議場の時計で13時までといたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時00分

○大西樹議長 休憩を戻しまして、一般質問を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

13番、松下議員、質問を許可します。

○松下一美議員 それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、13番、松下が一般質問をさせていただきます。告知放送をお聞きの皆さん、そしてまた、議場の皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

今朝の新聞によりますと、高市総理の下で物価高騰に対しまして3兆円余りの大型補正が発表されております。ガソリンの補助金、そしてまた、電気・ガス等への補助金として、5月中の予算の成立を目指しているようで、期待をしているところであります。

それでは、通告に基づきまして、渇水対策についてを問うであります。

香川県では昔から渇水に悩まされてきたところです。特に「ヘイロク」と言われた平成6年の大渇水は記憶に新しいところであります。県の補助金が6割、本町の補助金が3割と、両方合わせますと9割の補助金が出たところであります。特に本町にある土器川は全国で黒四ダムのある黒部川に続いて2番目の急峻な川であり、源流から瀬戸内海までは全長が約35キロ余りと、大雨の場合、1時間余りで瀬戸内海へ流れ込む関係から、日照りに弱く、渇水が多く発生するところであります。渇水と洪水の両面に対応しなければならないようなところであります。

昨年に続き、本年も水事情は厳しい状況が予想されるところでありますが、早めに設備等の準備が必要と思われます。担当課では、今のところ、そのような予定はないとのことでしたが、今後、どのように対応されていくのかをお伺いいたします。町長、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 町長。

○栗田町長 松下議員さんの渇水対策についての御質問にお答えいたします。

本町の農業用水はため池や河川からの取水等の農業水利施設に大きく依存いたしております。渇水は農作物の生育や農業経営に深刻な影響を及ぼすことから、関係機関と連携しながら適切な対応に努めております。

今後も気象情報や貯水状況を注視しながら、土地改良区や水利組合、関係自治体等と情報共有を行い、農業被害の軽減に向けて、関係機関と連携し、適切に対応してまいります。

また、広域的な渇水により農作物への影響が懸念される場合には、国、県の支援制度に基づき早急な対応を行い、国費・県費の事業採択が可能な支援策が示された場合には、速

やかに農業者・関係団体へ周知してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 13番、松下議員。

○松下一美議員 町長の答弁の中で、継続的に関係の国、県と協議しながら、適切な対応をやっていくことでありますので、よろしくお願いいたしますところであります。

それでは、今年の1月から2月は雨も少なく、1月の雨量は0.5ミリと非常に少なかったように思われます。一部の地区では、例年の4月末から5月初旬の田植を6月に延ばしたところもあるようです。3月から4月にかけてややまとまった雨が降り、5月中に田植を終えているところもあります。

昨年は気温も全国的に高く、40度を超えたような地点もありました。私たちの地区でも、7月7日から8日頃は最も水事情が厳しく、川からポンプで水をくみ上げたところもあったようです。中には5反余りの田植を取りやめ、最初に植えておる稲を育てなければならぬので、あとの田植は断念したところもあったように伺っております。

そして、7月9日にはややまとまった雨が降り、14日にも台風5号の影響により雨が降り、急場はしのげました。

その後、東部水利組合より数回にわたって午後1時から3時過ぎまで放流があり、干ばつの被害はありませんでした。農家の方々も非常に敏感で注意を払っているところでもあります。私たちの地区においては、約40年ぐらい前に圃場整備が行われ、そのときに渇水に備えて井戸を掘り、三一の電動のポンプを設置しておりますが、相当年数も経過しており、稼働が心配なところでもあります。

また、ある地区においても、約35年ぐらい前からと言われておりましたが、用水路から池にポンプアップし、用水を賄っているようです。経年によるポンプや配管等の設備の故障を心配しているとの声を聞いております。

いずれも施設の更新等の問題を抱えておりますが、土器川の自然水に依存している地域として切実な問題であり、今後、町としてどのように考えておられるのかをお伺いいたします。

○大西樹議長 建設土地改良課長。

○川原建設土地改良課長 松下議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

おっしゃられました案件、まんのう東部水利組管内の案件もあろうかと思いますが、土器川に係る部分につきましても、川の水が平成6年においてはなくなりまして、県の事業を採択していただきまして、井戸などの施設を整備したところでございます。

本事業につきましては、干害応急対策事業でございます。県費の補助事業でございます。事業の対象期間が例年ですと4月1日から9月30日まで、この期間のうち、連続干天日数が20日以上または30日間の総雨量が100ミリ以下の気象条件を満たす地域が補助対象となります。

大きな干害につきましては、災害扱いのような形で国費が投入される場合もあるようでございますが、まんのう町といたしましては、この干害応急対策事業を中心に対応してい

きたいというふうに考えております。

通常時の設備、維持管理につきましては、経年劣化等によります耐用年数の経過によりまして、施設が老朽化しているというような施設につきましては、干害応急対策事業ではなく、通常の事業、例えば単独県費補助事業の水路事業でありますとか、それに伴う設備事業を活用していただきたい。また、町におきましても、5割補助事業、あるいは材料支給等がございますので、そういった事業を活用していただき、もちろん採択には要件がございますので、その辺りを相談に個別に来ていただけたらと思います。

また、まんのう東部水利組合ですとか、木斛池水利組合のような大規模な施設を有したものにしましては、農業用水路長寿命化対策事業等、国費を投入した事業も検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 13番、松下議員。

○松下一美議員 今、課長さんの答弁いただいた中で、県費、国費等を検討しながら対応していきたいということではありますが、いずれにいたしましても、やはり事は水の問題でありますので、故障してからというのでは間に合わない場合があります。そしてできれば、予想されるところでありましたら、耐用年数40年以上たっておりますので、早めの対応が必要かと思われませんが、その辺をやはりきめ細かな対応をお願いしていきたいと思っております。

そういう中で、地域によっては池からのポンプアップというところではありますが、私たちの地域においては、唯一の土器川の自然水、伏流水に頼っているところで、非常に水の管理が難しいところではありますが、今後、町においてもその辺を十分配慮していただいて、お願いしたいところがあります。

なお、ポンプなんかにつきましては、いろいろ対応が取られているところではありますが、今後につきましては、長尾地区においても、圃場整備の中で井戸の掘り直しというようなことも聞いておりますが、これらについても、井戸についても補助金の対象になっていくのか、それについてお伺いいたします。

○大西樹議長 建設土地改良課長。

○川原建設土地改良課長 松下議員さんの再質問にお答えいたします。

井戸等につきましては、どのような形の井戸になるか、個人所有のものであれば、対象外になる可能性が高いかと思われれます。

また、どの事業で採択できるかというのは、個々の条件によりますので、その都度、御相談いただけたらと思います。

町の単独事業で対応できるものももしかしたらあろうかと思いますが、県費に頼らざるを得ないものもあろうかと思っておりますので、個別に御相談いただくようお願いできたらと思います。

また、ポンプ等につきましては、どこからの用水をするのかによって、通常はポンプアップして水を使うというのは昔の水利慣行にそぐわない部分も多数ございますし、河川に

つきましては、ポンプアップはできないという事例のほうが多かったと思いますので、その辺りの法的な部分をクリアした後の事業採択となろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 13番、松下議員。

○松下一美議員 ただいま課長の答弁にもありましたように、町単独事業において対応していきたいということですが、個々の農家としても、やはりポンプ、発電機等が必要と考えられておりますが、その辺については対応していただけるのでしょうか。

○大西樹議長 建設土地改良課長。

○川原建設土地改良課長 松下議員の再質問にお答えいたします。

予算の限りもございますので、全てというものがすぐにはできるかどうかは分かりません。

それと、先ほども申しましたように、採択要件に合うものかどうかというのを個別に協議していただきたいと思います。ポンプ等は個人所有になる可能性もございますので、そういったものは除外されると思いますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 13番、松下議員。

○松下一美議員 今、言われましたように、ポンプとか発電機等につきましては、ある程度の年月がたちますと、使用不能となって、10年から15年以上たつと、メンテナンスがよほどよくない以上、使えないのではないかと考えておりますが、今後ともきめ細かな対応をお願いしたいと思います。

いろいろな点で町の対応をしっかりとさせていただくことをお願いして、一般質問を終わりたいと思います。

○大西樹議長 以上で、13番、松下議員の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

5番、石崎議員、質問を許可します。

○石崎保彦議員 こんにちは。皆様、お疲れでございます。お昼御飯をいただきながらニュースを拝見しておりますと、台風と一緒に四国地方がどうも梅雨入りをしたようでございます。ついこの間までは淡い緑色であった木々の葉っぱが日増しに色を濃くして、やがてこの梅雨の雨で深みを増すことと思います。その頃にはクチナシの甘い香りが届いたり、アジサイがひとときわ鮮やかに咲き競う時期になるのかなという気がいたします。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、私の一般質問を行います。

今回の私のテーマは町長の取り組む人づくりについての質問であります。本日5番目の質問となります。議場の皆様も、それから告知方法をお聞きの皆様もお疲れとは存じますが、いましばらくお付き合いのほどお願いいたします。

今、ここに立ちますと、4年前に人生で初めての選挙というものを体験しまして、無我夢中で準備した原稿を持って、ここに立ったときのことを思い起こします。あっという間に過ぎ去った1期目の4年間を振り返って、その反省を基に、2期目になすべきこととそ

の覚悟を皆様に訴え、おかげさまで本日ここに立たせてもらっております。

今回、議会は定数を2名削減し、14名といたしました。執行部の皆様と一緒にまんのう町を維持し、発展し、将来に導くためには、我々一人一人が必死、懸命に住民の皆様の声を聞き、県下3番目の面積を持つ広大な町内の隅々を見詰める視力、これを持たねばなりません。主義主張、価値観、立ち位置はそれぞれ違うと思うのですが、地域政党まんのう町議会の一員として、まんのう町の幸せのためには一致団結する議会でなければなりません。私も微力を尽くしてまいります。

私は昨年12月の定例会におきまして、栗田町長へ来期に取り組まれる行政への思いについてお尋ねしました。また、3月の定例会では、次の任期、つまり今期でございますが、ここで重点的に取り組まれる議題について確認をさせていただきました。

そのときの町長の御答弁は、1つ目が、住民一人一人が役割を持ち、地域がつながり、助け合いながら地域をつくっていく地域共生社会の実現、2つ目が、心の豊かな人材を育て、全ての人が輝く町を目標に子育て支援や教育の充実による人の創生、3つ目が、新規就農者の発掘と農業の担い手の育成と確保に努める、持続可能な農業を目指す新たな制度の構築と、農業、林業、商工、観光を連携させた地域経済の活性化、そして4つ目が、観光振興による新しい人の流れを創出し、来訪者、交流人口の拡大と地域の魅力発信による経済の発展、5つ目が、児童生徒たちがふるさとに関心と愛着を持ち、歴史に触れ、課題を見つけ、将来のまちづくりの担い手づくりを行う、たしかこの5つを掲げられ、その実現の決め手は人づくりであると述べられました。

私はこの言葉に感銘を受け、共感と喜びを持って受け止めた記憶がございます。

しかしながら、全国の市町がそうでありますように、人口減少、少子高齢化、地域コミュニティの劣化など、当町を取り巻く環境も厳しさを増す状況にあります。

しかし、私は地域の未来を支えるのは、町長のお考えと同様に、そこに住む人、つまりまんのう町の住民であり、まんのう町に関心を持ち続ける人であると確信しております。

道路や施設だけでは地域は持続しません。その地域に関わり、その地域を守り、支え、挑戦する人がそこにいてこそ、地域は次の世代へと引き継がれていくのだと思います。

その意味では、私は町長が述べられた、ふるさとに興味と関心を持ち、歴史に触れ、課題を見つけ、将来の担い手を育てるという考え方は、まんのう町の将来を考えるときに極めて重要な視点であると感じております。

持ち時間60分では5項目に触れるのは無理でございますので、本日はその中でも私が一番力を注ぎたい将来のまちづくりの担い手づくり、この点を掘り下げて町長のお考えをお聞きし、共有し、共に取り組んでいきたいと思っております。

そこでまず、お伺いいたします。

町長が述べられた地域の担い手づくりとは、具体的にどのような人を想像して想定されているのでしょうか。例えば、将来、町内に定住する人材なのか、まんのう町で育ち、一旦、町を離れても、故郷に関わり続ける人材なのか、地域に住み、地域活動を支える人材

なのか、地域で農業や産業を担う人材なのか、あるいは、それらを全て含めた地域への当事者意識を持つ人材を意味されているのか、町長のお考えになられる人づくりの方向性についてお伺いしたいと思います。お願いします。

○大西樹議長 栗田町長。

○栗田町長 石崎議員さんの1番目の質問、児童生徒の地域の担い手づくりにおける人物像についての御質問にお答えいたします。

私が想定いたします「地域の担い手」とは、特定の一つの人物像に限定されるものではなく、児童生徒が成長する過程の中で、様々な立場や機会を通じてまんのう町と関わり続けてくれる人材を意味しています。

石崎議員さんが御指摘いただきましたとおり、その形態は多様でございます。将来、町内に定住し、地域の一員として生活を営む人材もおります。

また、まんのう町で育ちながらも、一旦、町を離れた後もふるさとに関心を持ち、様々な形でふるさとと関わり続ける人材もおります。

さらには、地域に住み、地域活動や地域課題の解決に主体的に支える人材、そして、地域で農業や商工業などの産業を担い、地域経済を支える人材も考えられます。

これら全てに共通する要素といたしましては、まんのう町に対する当事者意識を持ち、ふるさとを愛し、その発展に貢献しようとする心を持つ人材であると考えております。

本町の児童生徒が多感な時期にふるさとであるまんのう町に対し、深い関心と愛着を育むことが重要であると考えております。

そのため、学校教育や生涯学習の様々な機会を通じて、町の歴史や文化に触れることで地域の課題を主体的に学び、まちづくりへの参加を促し、児童生徒自身が「自分たちの町の未来は自分たちでつくる」という当事者意識を醸成することに注力してまいります。

このような取組を通じて、たとえ一時的に町を離れたとしても、ふるさとまんのう町に心を寄せ、何らかの形で関わり続けてくれる人材が増えることを期待いたしております。

町全体で児童生徒たちが地域への当事者意識を持つ後継者づくりを住民の皆様、議員の皆様と一緒に進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○大西樹議長 5番、石崎議員。

○石崎保彦議員 町長、ありがとうございます。ここに住む人、ここを巣立ってもまんのう町に思いをはせてくれる、まんのう町の要はファンクラブの会員のような方、一旦離れても、ふるさとまんのう町に帰りたい、住みたい、帰ってきてくれる人、まんのう町に引かれて転入してくる方々、全てがまんのう町を支える、まんのう町の未来をつくり上げていく貴重な人的資源であると思います。

「人は城、人は石垣、人は堀」、これは民こそが国の宝であるという武田信玄の残した言葉であります、まさにそのとおりであると思います。

確かに関係人口もろもろも大切にございますが、要はここに足を踏ん張って、ここで頑

張っていく、そういった人材の育成が必要なのではないかと思ひますし、それが一番強いんじゃないかと私は思ひます。

次に、お伺ひいたします。

まんのう町には満濃池、国営讃岐まんのう公園、香川県満濃池森林公園の三大観光資源と言われるもの以外にも、大川山、天文台、中寺廃寺、尾の瀬寺跡、轟の滝、非常に珍しい香川県みんなでつくる自然史博物館、世界に誇れる飛行原理着想の二宮忠八飛行館、土器川、金倉川、財田川水系に広がる豊かな自然、多種多様な農業、それから綾子踊や各地に引き継がれるお神楽や獅子舞、これらに代表される伝統文化など、世界に誇れる文化、自然があると思ひます。

これらは単なる観光資源ではなく、子供たちがふるさとを学ぶ教材であると思ひております。地域を知することは地域への誇りにもつながります。また、地域の課題を知することは、将来の地域づくりへの参画意識にもつながります。

そこで、学校教育や社会教育の中で地域資源をどのように活用し、ふるさとを学び、ふるさとを考える教育を、現在もやってもらってはおりますけども、今以上に進めていくお考えかお伺ひしたいと思ひます。

○大西樹議長 栗田町長。

○栗田町長 石崎議員さんの再質問にお答えいたします。

地域資源を活用したふるさとを学び、ふるさとを考える教育の推進についての御質問にお答えいたします。

まず、学校教育におきましては、各小学校におけます総合的な学習の時間に地域の特色を生かした授業を展開しているところでございます。

例えば琴南小学校の「そば作り体験活動」では、種まきから刈取り、製粉からそば打ちまでの一連の体験を地域のそば作り名人から教わっております。満濃南小学校では、「緑米づくり体験学習」として、もみまきから田植、稲刈り、餅つきまでの体験を、仲南小学校では、「ひまわり学習」として種まき、収穫、搾油までの体験を、いずれも地域の方の協力を得ながら実施しているところでございます。これらの体験を通して子供たちは知識や知恵のみならず、地域の方々の温かさや郷土愛を育むことができているものと考えております。

一方、中学生につきましては、1年を通じて小学生の通学の見守りやイベントの補助など、様々なボランティア活動に参加されております。さらに2年生の職場体験学習では、町内外の事業所に子供たちを受け入れていただいているところでございます。

これらの豊かな体験を通じて、生徒は実社会での多様な経験を培うとともに、心の奥深いところに定着するような感性を育むことができているものと考えております。

また、社会教育では、各公民館での地域学習、社会教育関係団体との連携、町立図書館での各種事業、そして、文化財保存活用地域計画の策定を通じて「故郷を学び故郷を考える教育」を推進してまいります。

具体的には、町内7つの公民館を拠点として、地域の歴史・文化・自然に関する学習機会を充実させるとともに、佐文綾子踊保存会など地域団体との連携を強化し、小学校での綾子踊体験学習など、子供たちが伝統文化を直接体験する機会を拡充いたします。

また、町立図書館におきましては、地域資源に関する図書資料の充実と展示会・講演会などの各種事業を展開し、子供たちがふるさとを学ぶ教材として、地域への誇りと愛着を育めるような環境づくりに努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 5番、石崎議員。

○石崎保彦議員 ありがとうございます。たくさんの事例を紹介していただくのをお聞きしながら、これらはほかの市町に十分誇れる、自信を持っていまんのう町の文化じゃないかというふうに、再度、確認いたしました。

今の御答弁と重複する部分もあるかと思いますが、少し角度を広げまして質問を続けたいと思います。

私も地域への愛着や誇りを育む教育、これは非常に大切であると思います。これからのまちづくりの根幹であるとも思います。まんのう町を将来へ向けて維持し、繁栄に導くための絶対条件であるようにも思います。その上で、もう一步踏み込んでお尋ねしたいと思います。

現在、学校現場は非常に多忙を極めております。その中で郷土教育や地域学習を先生方の熱意だけにお頼りするのは非常に先生方の御負担、それから継続性、実現性にも課題が残る部分が多々あると思います。

そこでお伺いしたいのですが、町長は今後、地域住民、各種NPO法人、地域おこし協力隊、農業者、各種団体や大学、企業などを含めたまんのう町やまんのう町を取り巻く全体で人を育てる仕組み、これは当然取り組んでおられる部分もあるかと思うんです。たくさんあるんですが、さらにそれを伸ばすためにどのようにそれを構築していこうと考えておられるのか、また、行政としてそれをどう支えていく体制づくり、これを考えておられるのかお聞かせいただければと思います。

○大西樹議長 栗田町長。

○栗田町長 石崎議員さんの質問、地域全体で子供を育てる仕組みづくりについてどのように考えておられるのかとの御質問にお答えいたします。

先ほど答弁させていただきました「地域資源を生かした学び」は、地域全体で子供を育てる仕組みの具体的な実践例となっております。繰り返しになりますが、御紹介した体験活動は単に学校の授業にとどまらず、地域の方々の温かい御理解と御協力があってこそ実現しているものでございます。これらの活動を通じて児童生徒は知識や技能を習得するだけでなく、地域の人とのつながりを育む貴重な機会を得ており、社会性や郷土愛の醸成につながるものと考えております。

また、ボランティア活動や職場体験も地域全体で子供を育てるという理念に基づいております。

小学生の通学の見守りやイベントの補助など、ボランティア活動を通じて中学生は地域の一員としての責任感を学び、さらに町内外の事業所での職場体験により、実社会での多様な経験を培うことができると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 5番、石崎議員。

○石崎保彦議員 ありがとうございました。今、御紹介いただいたこういった活動は、教科書では学べない生きた学びの場であると思います。地域の自然に触れ、地域の課題を守り、地域で活動する大人と出会う、今、この会話が非常に少ない中で、こういった活動は非常に多感な世代におきましては貴重な財産になるんじゃないかと思います。

私も緑のまちづくり、時間のあるときには参加させてもらうんですが、非常に年配の方々と稲の株の刈り方、鎌の使い方、のこ鎌はちょっとコツがありまして、刈り方があるんですけども、こういったこととか、それから、なぜ稲をはさかけして乾燥さすのかとか、それから、昔の脱穀といいますかね、ああいったことを通しながら、非常に教えてあげる側も学ぶ側も喜々としてその時間を過ごしておるんです。こういった教える側の世代交代も非常に大事な部分でありますし、こういった、今、取りかかっておられるいろんな事業についても、継続していけるように心から願っておりますし、微力でございますけども、力を合わせて守っていきたいと思います。

そういった積み重ねが、将来、まんのう町に関わりたい、いろんな記憶を積み重ねる中で、やっぱりまんのう町というものへの愛着が湧いてくるんでないかと思います。今の活動、それから町長の熱い思いはしっかりといただきました。

ただ一つ、私が切望し、御期待申し上げるのは、町長、堅実に運営されてきて、6期目でございますよね。この6期目という節目を考えますに、今までいろいろ取り組まれてきた理念や構想を語る段階、それから足跡を残していく段階から、形として少し仕上げていく段階、時期、これを、私、心より願っておりますし、御期待申し上げます。

人口減少の時代だからこそ、私は地域に必要なのは地域間の関連人口の奪い合い、言葉はきついですけども、じゃなくて、やっぱり自分の町で育ち、自分の町の空気を吸い、その自然の中で育まれた精神を持った若者、こういった方がまたまんのう町に関わっていただけるような活動をやっていききたいなと思います。そういったことが、多分、勝ち残りに欠かせない最も揺るぎない戦略であると思います。これが、多分、城であったり、石垣であったり、こういう部分になってくるんじゃないかと思います。

そのためには、子供たちが自分のふるさとを知り、好きになり、関心を持つこと、そこへ我々大人がしっかりと子供たちに関心を持ち、関わってあげること、これが大事であると思います。

私はまんのう町にはそれができる力がまだまだ残っていると実感いたします。自然も歴史も文化も人の温かさ、知恵もあります。だからこそ、それらを未来へつなぐ人づくりを町政の中心に据えていただいて、どかっと運営のど真ん中に置いてもらって、そして地域全体で子供たち、未来の担い手を育てる町としてまんのう町が次の世代へ進んでいくこと

を期待申し上げて、私の本日の一般質問を終わります。

町長、丁寧な御答弁ありがとうございました。告知放送をお聞きの皆様、御清聴ありがとうございました。ぜひまんのう町の将来を担う人づくり、これに行政の皆様も住民の皆様も一緒に取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございました。

○大西樹議長 以上で、5番、石崎議員の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回会議の開催は、6月3日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後1時38分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 8 年 6 月 2 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員